東京都小山児童学園

Ⅰ　施設概要

所在地	東京都東久留米市野火止２－２２－２６

	事業種別		定　員
指定管理事業	第１種社会福祉事業	児童養護施設	６４人

Ⅱ　令和8年度の運営方針

児童が安全・安心して生活できる快適な環境を整え、大人や社会への信頼感の回復を図りつつ、心身ともに健全な成長を支援することにより、「自立と自律」というふたつの「じりつ」を育むことを目指した園運営を行う。

そのために、以下の１～５の運営方針を掲げ、各取組を着実に進めていく。

１　児童が権利の主体者としてその個性や自主性が尊重されるよう、児童本位の支援の徹底を図るとともに、職員一人一人が、児童の権利擁護の徹底を自分ごととして自覚した支援を展開する。

２　重大事故を起こさない職員一人ひとりの強い意識と連携・協力し合えるチームワークにより、児童が安全・安心して生活できる支援や環境等を提供する。

３　東京の児童福祉のセーフティネットを担うため、被虐待児童、発達障害児、情緒障害・愛着障害やトラウマ等の情緒・行動上の課題を抱える支援困難な児童、医療・心理的ケアを必要とする児童、児童自立支援施設からの措置変更（高齢）児童など、専門的且つ特別な支援が必要な児童の受入れを進めていく。

４　園舎改築工事に伴い、園運営や児童支援において様々な制約や課題が生じることが想定されるが、職員及びチーム全体がこれらをより良い支援をする契機として前向きに受け止め、児童の最善の利益につながる支援や取組・業務に積極的にチャレンジしていく。

５　職員一人一人が安心して働き続けることができるよう、コンプライアンスの遵守及びライフ・ワーク・バランスの推進を図るとともに、明るく風通しの良い職場づくりに邁進していく。

令和８年度に予定している園舎改築工事（仮設建物の設置を含む）及び新規グループホーム２か所の開設を着実に進める。また、改築等に伴う児童寮の再編、必要な設備・備品の整理と設置、管理部門の仮設建物への円滑な移転、近隣住民との良好な関係づくりにも取り組む。

さらに、園舎改築工事により園庭・講堂・図書室など、児童の余暇・趣味活動や遊び場が大きく制限されるため、児童の生活の質を確保しながら、心身の健やかな成長と安心した生活が送れるよう支援していく。

Ⅲ　実施計画

園舎改築工事により児童棟の一部が閉鎖となることに伴う児童の入所調整を踏まえ、令和８年３月１日現在、４２人（入所率６５．６％）の児童が入所している。児童の３２人（７６．２％）が中・高校生以上であり、全体の３２人（７６．２％）の児童が被虐待を主訴として入所している。

また、６人（１４．３％）の児童が愛の手帳・療育手帳を所持している。さらに、１９人（４５．２％）が情緒行動上の課題を抱え、児童精神科を定期的に受診しているなど、医療的ケア・心理的ケア、特別な支援を要する児童が多く在籍している。

このような状況を踏まえ、保護者・家族・児童相談所や学校、医療機関等の関係機関と連携を図りながら、児童が抱えるさまざまな課題に向き合い、児童の自立と自律を育んでいける支援を行うために、以下の事項について重点的に取組んでいく。

１　児童・利用者の権利擁護及び最善のサービスの提供

（１）アクションⅠ－１　児童や利用者の意見や意思を尊重したサービスの提供

ア　児童の意見表明の支援

児童一人一人の個性や自主性が尊重され、児童自らの意思と判断により、「考えや意見を伝える（表明する）ことができる」よう支援していく。自立支援計画策定に向けた児童の意向聴き取りや意見交換、各寮での子ども会議、子どもアンケート、苦情解決委員会等をとおして、児童の意見や思いを積極的に受け取る機会を設けるとともに、日々の支援の中で、児童の意見や思いの背後にある気持ちや悩み等を丁寧に聴く、分かりやすい言葉で言語化する、選択肢を示すなど、児童に寄り添い且つ意見表明を促進する支援をしていく。

イ　自立支援計画の策定

児童の年齢や性別、性格、行動、発達の程度等の適切なアセスメントを行い、職員と児童との意見交換等を得た上で、児童の意見や意思が尊重され、且

つ児童の最善の利益に繋がる自立支援計画の策定に努める。なお、策定した自立支援計画は、自立支援会議や職員会議等で周知し、職員の共通の認識のもと支援を行っていくとともに、児童の支援や生活に係る事項等については、当該児童へ分かりやすく丁寧な説明とその同意を得ていく。

ウ　福祉サービス第三者評価の活用

令和８年度は、高く評価された点や過去の受審結果を踏まえ、児童支援をさらなる充実を図っていく。引き続き福祉サービス第三者評価を受審し、サービス向上に努めるとともに、評価項目における標準項目の達成率１００％を目指す。

また、令和７年度の指摘事項については、改善計画を実行していく。

（ア）令和７年度評価結果における「特に良いと思う点」

①「支援のこころえ」をもとに、子どもに真摯に向き合い、職員が連携しながら熱意を持って関わっており、子どもの満足度が高まっている。

②卒園後も子どもが相談できる関係を維持できるよう、継続的なコミュニケーションを重視し、アフターケアに努めている。

③子どもの権利擁護や虐待防止に努めており、職員の間で子どもとの対話を重視する意識が根付いている。

（イ）令和７年度評価結果における「更なる改善が望まれる点」

①園舎建替えやグループホーム新設の期間においても、職員が安心して子どもの支援ができるような体制や仕組みの整備に期待したい。

②若手職員の育成をより効果的に進めるために、指導内容の標準化に繋がるマニュアルの充実を検討していくことに期待したい。

③研修目標の明確化や成果検証を進めるなど個人別育成計画の精緻化を進め、職員各自に適切な計画として育成に役立てていくことに期待したい。

（ウ）「更なる改善が望まれる点」の改善に向けた取組計画

①園舎改築工事期間やグループホーム新設に対応した緊急時の応援体制等のマニュアルの見直し（改訂）を行っていく。また、園舎改築（第1期）工事期間は、厨房の使用ができないため、調理員と福祉職（支援員）が協働しながら、家庭的な食事の提供や安心して児童への支援ができる体制づくりを進めていく。

②若手職員の育成等がより効果的・実践的に進めていけるよう、「児童支援・寮運営の手引き」の見直しを図るとともに、それを活用したOJTを中心とした人材育成を図っていく。

③園内・外研修や外部講師等によるスーパーバイズや職層別研修等の機会においては、その目的や達成目標を明確化するとともに、園内研修報告会の実施等による効果・成果検証を行い、職員の確実な育成に繋げていく。

事　項	（評価項目における標準項目の達成率）
第三者評価による改善	１００％

エ　苦情解決制度の充実

第三者委員（通称：児童相談員）による児童相談の機会を毎月設けるとともに、児童相談員が児童と一緒に食事をしながら意見交換等をする機会の提要、意見箱の設置など、児童が意見や苦情を伝えやすい環境・雰囲気づくりを進める。こうした取組を通じて、支援の改善や快適な生活環境の整備等を図り、児童の満足度の向上に努める。

第三者委員（人数・属性等）	相談実施回数	相談実施人数
３人（弁護士、民生児童委員、前主任児童委員）	年１２回	７人

〈参　考　令和８年３月１日現在〉

意見箱への投函件数	３件

オ　利用者満足度調査の実施

利用者満足度調査を行い、児童の意見や希望、思っていることや考えていること等を汲み取り、サービスの向上に繋げていく。

実施内容	実施時期
児童（個別）アンケート実施（聞き取り又は記述）し、児童の希望や意見等を踏まえた、より良い生活、快適な生活環境の整備等に繋げていく。	１２月

（２）アクションⅠ－２　児童・利用者の自己実現と人生の可能性を広げる支援

ア　リービングケアの充実

児童のリービングケア（退所準備）として、家庭復帰が望ましい児童には、意向を尊重しつつ、家庭支援専門相談員を中心に関係機関と連携し、交流・家庭訪問、一時帰宅等を活用して家族再統合を進める。

また、進学希望者には通塾支援等による学力向上、就職希望者には学校等との連携による就労支援を行い、退所後の選択肢が広がるよう支援する。

自立が見込まれる高校生に対しては、自立支援担当者を中心に、寮職員、学校、児童相談所、関係機関等との連携を図りながら、奨学金制度や居住費支援の説明を含む計画的な進路面談を行い、高校３年生等の進路決定率 100%を目指す。なお、園舎改築工事に伴い自活訓練室が使用できない期間は、在籍寮での生活体験や金銭管理実習、資金シミュレーションにより、自立に向けた意欲と実践力を育んでいく。

（ア）家族再統合

	計　画
親子宿泊	延４泊
	対象児童２人
保護者との面会、外出	延８０回
	対象児童２２人
外泊・一時帰宅	延９回
	対象児童３人

（イ）自立に向けた支援

	計　画	
学習会等の実施	実施回数	延５回
	対象児童	中学生対象・対象児童１人
学習塾通塾児童	実施人数	４人
	対象児童	対象児童１９人（小学校５年生以上）
自活訓練等の実施 職場体験	実施人数	１２人
	延日数	延８４日
	対象児童	対象児童　高校２年生１０人、高校３年生２人
職場体験	実施人数	２人
	延日数	延２日

（ウ）児童の進路決定率

	計　画
進路決定率 （進路先内訳）	１００%（高校３年生等　２人） （進路先内訳：専門学校、就職その他）

イ　アフターケアの充実

自立支援担当者と寮職員が連携のもと、関係機関の協力を得ながら、自立生活先への定期的な訪問、生活状況等の確認連絡など、自立生活継続に向けた取組を行う。なお、居住費支援を実施している児童については、アフターケア計画書に基づいた定期的な面談や家庭訪問等を行う。

また、園運営委員会において、各寮退園児童の状況を共有し、必要な支援を行う。

（対象児童：自立児童退所後１０年、家庭復帰児童退所後５年）

（ア）退所児童のアフターケア

	計　画
実施人数	１０２人 ／対象児童１０９人
対象児童のうち、親等の連絡拒否、児童の行方不明等により実施が困難な児童数	７人

（３）アクションⅠ－３　虐待防止の徹底

「虐待を起こさない、起こさせない、見逃さない」という基本姿勢のもと、児童の人権を守り、安全・安心な生活の提供を中心に園運営・支援を進める。そのため、園苦情解決委員会を軸に、虐待防止に資する各種取組、研修受講、スーパーバイザーの活用、職員が自己研鑽できる職場風土の醸成職員間の相互研鑽、チーム支援体制の強化、管理監督者による巡回や早期介入・指導などを重層的に実施する。

また、園職員倫理綱領・園体罰防止規程・支援のこころえの輪読による意識啓発、児童の権利擁護に係るセルフ＆アナザーチェック（年２回）、職員個人目標による虐待防止の取組管理、見守りカメラの適切な運用などを通じ、虐待防止の周知と実践を徹底する。

さらに、園全体で５か寮（園内２寮・園外３GH）の６名夜勤体制を維持し、グループホーム緊急時マニュアルの改訂や借上住宅制度利用職員を含む応援体制の強化により、夜間の安全確保と緊急対応力の向上を図る。

事　項	実施回数等	内容・協力機関等
苦情解決委員会	年６回	児童の権利擁護、児童からの苦情・意見、子どもアンケートなどに関わること

権利擁護・虐待防止に関する研修受講率	１００％ （全職員実施）	園で実施する権利擁護や虐待防止に関する研修に加えて、事業団共通の虐待防止研修（ｅ-ラーニング）も実施

（４）アクションⅠ－４　リスク管理の推進

ア　リスクマネジメントの徹底

リスクマネジメント委員会を中心に、ヒヤリハット事例を収集・分析し、対策及び対応が必要な事案については、具体的な改善策を職員間で共有を図り、重大事故の防止に役立てる。また、「小山児童学園ヒヤリハット・事故基準（指針）」を活用し、ヒヤリハット記録を適切に残すとともに、再発防止や支援の改善に繋げていく。

事故発生時には、迅速・適切な情報伝達・共有及び対応を図るとともに、事故の原因究明と検証を行い、再発防止策を徹底する。また、他施設において発生した虐待事案等の重大事故については、同様の事故が発生しないよう、全職員に情報共有を図る。

事　項	実施回数等	内容・協力機関等
リスクマネジメント委員会	年６回	園のリスクマネジメント（ヒヤリハット、危機管理マニュアル、BCP 等）に関わること
園内安全点検	年１２回	職員による園内・園周辺の環境整備、危険個所のチェック、家具等の転倒防止対策チェックなど

イ　個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

小山児童学園個人情報保護方針及び事業団個人情報保護規程等を遵守し、個人情報の適切な管理を徹底する。また、インターネットリスク（サイバー攻撃等）に対応できるよう、事業団情報セキュリティ対策基準に基づいた情報セキュリティ対策に取組む。

情報セキュリティ研修受講率	１００％
標的型攻撃メール訓練実施率	１００％

ウ　災害、防犯対策の取組

災害発生時には、児童、職員の生命と安全の確保を最優先とし、災害時対応マニュアルや事業継続計画（BCP）等に基づき、施設機能を維持する。防災・減災対策として、防災・避難訓練の実施（毎月）、非常食等の備蓄の確保、ソーラー型蓄電器の定期的な点検を行う。

外部からの不審者侵入等に対する防犯対策については、１１０番通報や夜間警備会社への通報体制を徹底するとともに、園内の他寮職員との連携により迅速かつ適切に対応する体制を確立するものとする。

事　項	実施回数等	内容・協力機関等
防災・避難訓練	年１２回	東久留米市消防署

エ　感染症対策の徹底

新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症や食中毒の発生の予防策を徹底するとともに、発生時には、マニュアル等に基づき迅速・適切な対応を図り、感染拡大の防止に努める。

事　項	実施回数等	内容・協力機関等
感染症等予防	適宜	職員・児童へのインフルエンザ予防接種の励行、手洗い・うがい、消毒、除菌等の感染症予防に対する指導の徹底

2　東京の福祉のセーフティネットの役割を担う

（1）アクションⅡ－１　特別な支援が必要な児童や利用者を積極的に受け入れて、専門的支援を提供

ア　特別な支援が必要な児童の受入れ

園舎改築工事により児童棟の一部が閉鎖となることに伴い入所受入数に制限はあるが、被虐待児童、発達障害児、情緒障害・愛着障害やトラウマ等の情緒・行動上の課題を抱える支援困難な児童、医療・心理的ケアを必要とする児童など、特別な支援が必要な児童の受入れを進める。また、高齢児を対象とした新設グループホーム２か所を設置（１１月開設予定）し、児童自立支援施設からの措置変更児も含めた高齢児童を積極的に受け入れていく。

〈参　考　令和８年３月１日現在〉

一時保護人数	０人
入所理由が被虐児である児童の人数（割合）	全４２人中３２人、７６．２％

〈参　考　令和８年３月１日現在〉

中学生・高校生の人数（割合）	全４２人中３２人、７６．２％
定期的に通院する児童の人数（割合）	全４２人中２１人、５０．０％
うち、精神科に通院する児童の人数（割合）	全４２人中１９人、４５．２％
発達・知的・精神障害の児童の人数（割合）	全４２人中１８人、４２．９％

〈参　考　令和７年６月１日現在〉

服薬管理が必要な児童の人数（割合）	全３９人中１５人、３８．５％

イ　専門的な支援の充実

トラウマ・インフォームド・ケアを全職員の共通認識とした支援を展開するとともに、各専門職による専門的な支援（施設心理職によるカウンセリングやトラウマの心理教育等の実施、自立支援担当職員や家庭支援専門相談員を中心とした自立支援・家族再統合支援の促進など）、児童精神科医師による巡回相談や外部スーパーバイザーの積極的な活用など、職員一人一人が支援ニーズの高い児童への支援力やケースマネジメント能力の充実・向上に努める。

＊　心理職員による児童へのケア

（　）は心理的ケアを必要とする児童の割合（令和８年３月１日現在）

個別面接	延　５３０人 （全４２人中３３人、７８．２％）	行動療法、TIC に基づく心理療法、SST 等

ウ　家庭的な寮運営

児童一人一人が大切にされていることを実感でき、他人を思いやる気持ちを育みながら、情緒の安定した落ち着いた生活を送ることができる家庭的な雰囲気の寮運営を目指す。また、季節ごとの家庭的な行事や寮外出・外食等、さまざまな生活体験ができる機会を設けていく。

寮内の生活上のルール・約束事は、一般的な家庭での暮らしを鑑みながら、できる限り少なくし、困った時には職員に相談しながら、児童自らが選択・決定ができる力を養うことを大切にした寮運営・支援を目指す。

園舎改築工事に伴い厨房が使用できなくなるため、調理員と福祉職が協働し、すべての食事を各寮内で調理・提供する体制へ移行する。

本取組により、児童の食への興味・関心を高めるとともに、栄養バランスの確保や健康の維持（偏食の改善を含む）、食育を通じた自立支援の促進、コミュニケーションの活性化等を図り、生活の質の向上に繋げていく。

さらに、食育メニューを通じて、自立生活に必要な食事に関する知識やマナー、基本的な調理技術の習得を支援していく。加えて、児童が食事を楽しみ、食の体験を広げられるよう、職員のふるさとの味や好きな料理を提供する「職員の推しメニュー」や、日本各地の郷土料理、世界の料理の提供等、多様な食文化に触れる機会を設ける。

また、家庭的な雰囲気を大切にした食事提供を行い、児童が食への理解と関心を深めることができるような環境を整備する。

（ア）自主調理・出張調理

自主調理	年２３回	各寮４回×５寮＋高齢児寮３回
出張調理	年２０回	各寮３回×５寮＋高齢児童３回＋GHみずき２回

※高齢児童は桜寮と新グループホーム２か所合わせて３回実施予定

※１１月以降はすべての食事を寮内で調理する体制に移行するため、原則自主調理はない。

＜参　考　令和８年３月１日現在＞

入所児童に占める個室利用児童の人数（割合）	全４２人中１９人、４５．２％

（２）アクションⅡ－２　高い専門性が発揮できる職員の育成

ア　ＯＪＴ推進体制の強化

日常の職務を通じたOJT推進やチューター制度の活用により、東京の福祉のセーフティネットを担う意識の醸成、着実な知識の習得と支援技術の向上が図られるよう、着実な人材育成に努める。

また、園内研修や各委員会・会議等を活用して、職員が意見を出しやすい環境を整えながら、情報や課題を共有し、業務や支援の改善につなげていく。

イ　計画的・効果的な研修の実施

全職員に対して、必要な研修の情報を提供するとともに、職員の職級・職責に応じた役割や各職員が習得すべき課題等を踏まえた、園内研修、事業団・外部団体主催の各種研修、民間施設等との相互派遣・交流研修等を計画的・効果的に実施していく。

研修内容	対象者	実施時期
新規・転任職員基礎研修	新転任職員	通年
権利擁護・マルトリートメント防止研修	支援グループ職員	通年
職層別研修（支援者支援、アンガーマネジメント）	支援グループ研修	通年
他施設・関係機関への派遣・交流研修	全職員	通年
東社協職層別研修	全職員	通年

ウ　外部専門家、外部医師等との連携

児童精神科医による巡回相談やスーパーバイザーによる寮会議（ケースカンファレンス等）への助言、外部講師の活用等、外部専門家との連携を積極的に推進する。

これらの取組を通じ、児童の権利擁護の推進はもとより、虐待による重篤な症状や行動上の問題を抱える児童への専門的支援力及びケースマネジメント能力やチーム支援体制を効果的・継続的に構築していく。

（3）アクションⅡ－3　質の高い人材の確保・定着

ア　質の高い人材の確保・定着対策の充実

事業団事務局が実施する人材確保の取組への参画や実習生特別制度の積極的な活用を図るとともに、施設見学会・社会福祉養成校（大学等）ゼミの園内開催や学校訪問等の機会をとおして、園・児童養護施設の仕事の魅力ややりがい等を積極的に発信し、着実な人材確保に繋げていく。また、新任職員に対するチューター制度や必要に応じた個別の職員面談を活用し、職員の育成・定着を強化する。

イ　職員の離職防止の取組

スーパーバイザーによる支援者支援の実施、ライフ・ワーク・バランスの推進、良好なコミュニケーションによる風通しの良い職場づくり、支援力の向上

ややりがいが実感できる職場・育成環境の構築など、職員が安心して働き続けられる職場環境の整備に努めていく。

（４）アクションⅡ－４　セーフティネットの役割を担うための環境・体制整備

児童の多様なケアニーズに応じていけるよう、園舎改築工事に伴う仮設建物の活用等により、児童の生活集団の小規模化及び居室の個別化を図る。また、屋内・外の様々な設備・備品の劣化により児童の生活に支障をきたす恐れがあるものについては、適宜必要な修繕等を行い、安全・安心な生活環境の維持に努める。

また、高齢児（児童自立支援施設からの措置変更児の受入れ等）を対象としたグループホーム２か所を新たに開設し、これまで以上にセーフティネットの役割を担うとともに地域分散化を進めていく。

（５）アクションⅡ－５　蓄積してきた支援技術を活用し、東京の福祉人材の育成に貢献

将来の福祉人材となる学生等の育成に貢献するために、福祉養成機関（大学や専門学校等）の依頼に基づき、職員を講師として派遣するなど、これまで蓄積してきた支援ノウハウや専門的技術等を学生等に伝えていく。なお、園舎改築（児童棟一部閉鎖）に伴い実習生の受入に制限はあるが、これまで保育士・社会福祉士の実習生を受け入れてきた養成校等との調整を行い、計画的な実習生の受入れ、実習を通じた多くの経験と学び、児童養護施設での仕事の魅力ややりがいを感じられる実習を提供していく。

令和８年度は、以下のとおり施設実習及び相談援助実習等の受入れを行う。

事　　項	派遣実人数	延日数	派遣先
福祉人材養成機関への講師等の派遣	３人	３日	・創価大学 ・白梅大学 ・日本社会事業大学

事　項	実人数／延人数	内　訳
保育士養成機関からの実習生受入れ	２２人／２８９人	大学・短大１２校 専門学校２校
介護体験の実習生受入れ	０人／０人	
社会福祉士養成機関からの受入れ	２人／６０人	大学１校

3　施設機能の活用と地域共生の推進

（1）アクションⅢ－1　地域における子育て家庭等を支援

地域貢献の一環として施設の専門職・専門機能や、児童に対する支援のノウハウを活用し、児童相談所と連携を図りながら、養育家庭（里親）予定者の施設養育体験の受入等を行う。

事　　項	実施回数	参加人数
養育家庭・里親向け研修	２回	４人

（2）アクションⅢ－3　地域との共生を目指す取組

ア　地域における公益的な取組

地域の高齢者や子育て世帯の福祉ニーズである「健康で快適な地域生活の継続」に必要な情報提供と意識向上を目的に、施設看護師や施設栄養士、施設心理職等による啓発リーフレットを作成し、自治会回覧板を通して情報提供を行う。

イ　多様な主体との連携

ボランティアやＮＰＯ法人等との積極的な連携により、児童の社会参加や余暇活動、地域交流等の機会を拡充する。

事　項	延人数	内　容
学習支援・スイミング	３人	学習ボラ、スイミング送迎ボラ（NPO 法人はぐくみ）
遊び	１６０人	中央大学サークル「青い鳥」（４０人） 学生団体「SWITCH」（２０人） みらい子ども財団（４０人） NPO 法人はぐくみ（６０人）

環境教育	１０人	川清掃・川遊び（地域環境保全団体）
宿泊体験	１０人	家族との交流が希薄な児童を対象とした長野県飯田市での宿泊体験（任意団体）

ウ　地域との連携・協力関係の強化

園舎改築工事に伴い、施設開放（園庭や園設備等の貸出し等）ができなくなるが、園内安全点検の際に、園周辺の環境美化活動を行うなど、これまで築いてきた地域との良好な関係を維持及び地域との連携・協力を図る。

園長が、児童が通う近隣の小・中学校、高校の学校評議員を担い、地域の情報収集及び必要な情報の発信を行う。

内　容	実施回数等	内容等
地域活動	１２回程度	環境美化活動
餅つき体験会 （実施可能な場合）	１回	みどり自治会と合同実施

エ　災害対策における地域との連携

園舎改築工事に伴い、園で実施してきた近隣自治会・消防署との合同防災訓練は実施できないため、地域災害避難場所への避難訓練を実施する。

事　項	実施回数等	内容等
指定緊急避難場所への避難訓練	１回	指定緊急避難場所（都立久留米西高等学校）へ徒歩で避難する訓練を行う。

４　運営体制の強化と経営の透明性

（１）アクションⅣ－２　魅力とやりがいにあふれ、働きやすい職場環境の実現

ライフ・ワーク・バランス推進のもと、明るく風通しの良い職場づくりと良好なチームワークを構築する。そのためには、職員間での日常的な挨拶や声かけを励行するとともに、ストレスチェックやマインドフルネス（アンガーマネジメント）講習の実施、職員からのメンタルヘルス相談窓口の周知など、職員が心身ともに健康で働き続けることのできる職場環境の整備に努める。

また、職員アンケート等の機会をとおして、業務改善意識を浸透させるとともに、業務改善提案の活用やその取組が継続できる職場環境づくりを進める。

（２）アクションⅣ－３　ＤＸの推進による利用者等サービスの向上と業務環境の改善

職員の負担軽減を図り、働きやすい職場環境づくりの一環として、支援業務やグループホーム運営における法人プリペイドカードの積極的な活用、議事録作成を省力化するためのプラウドノートの活用など、効率的な業務環境の実現に努める。

（３）アクションⅣ－４　経営の健全化のための財源の確保

児童のより良い生活を支えるため、計画的に予算を執行するとともに、日常生活・業務における無駄の削減や光熱水費の節約等に一層配慮する。また、職員が継続して働きやすい職場とするための環境整備に努める。

（４）アクションⅣ－５　コンプライアンスの推進と経営の透明性の確保

コンプライアンス研修を通じて、職員の倫理観の醸成に引き続き取り組み、職員一人一人のコンプライアンスの強化・向上を図る。

職員一人一人が、法令、就業規則、法人・園で決めた方針やルール等の遵守を徹底するとともに、日々の適切な事務処理の遂行や、常に業務を見つめ直し、必要な業務改善を積極的に進める職場風土の醸成に取り組む。

例月の東京都小山児童学園職員倫理綱領、東京都小山児童学園個人情報保護方針等の輪読、新任職員への社会人としてのマナー・コンプライアンス研修の実施、事業団コンプライアンス研修（ｅ-ラーニング研修含む）受講や通知の活用に加え、連絡会やリスクマネジメント委員会等で、他施設で発生した事故事案の共有・注意喚起を図るとともに、類似の案件がないか等の点検を行い、各職員の意識啓発を図る。利用者・職員等の個人情報の収集や利用、管理等個人情報の取扱いについては、東京都小山児童学園個人情報取扱事務要領及び事業団策定の電子個人情報の管理に関する取扱要領に基づき適切に対応する。

コンプライアンス研修受講率	１００％